

福山市民病院事業継続計画（BCP）改定支援業務について、委託業者を選定するため、プロポーザルを実施することとしたので、参加を希望する者は手続を行ってください。

2026 年（令和 8 年）3 月 3 日

福山市民病院事業管理者 高倉 範尚

1 業務概要

- (1) 業務名 福山市民病院事業継続計画（BCP）改定支援業務
- (2) 業務場所 福山市蔵王町五丁目 23 番 1 号
福山市民病院及び福山市民病院が指定する場所
- (3) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (4) 業務履行期間 契約締結の日から 2027 年（令和 9 年）3 月 31 日まで

2 予算額

予算額の上限は、4,070,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

3 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者としてします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (6) 過去に、災害拠点病院に係る事業継続計画（BCP）改定支援業務の受託実績があること。
- (7) 企業、NPO 法人、一般財団法人、一般社団法人その他法人格を有する団体であること。
- (8) 福山市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 10 号）第 2 条第 2 号又は第 3 号の規定に該当しない者であること。

4 評価基準・評価項目

別紙のとおり

5 受託候補者の特定

福山市民病院事業継続計画（BCP）改定支援業務事業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）における評価が最も高い者を福山市民病院事業管理が本業務の受託候補者として特定します。

6 参加申込の手続等

(1) 担当課 福山市民病院 経営企画部 病院総務課

住所：〒721-8511 広島県福山市蔵王町5丁目23番1号

電話：(084) 941-5151（代表） FAX：(084) 941-5159

メールアドレス： shimin-byouin@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 選考スケジュール

公 告	2026年（令和8年）3月3日（火）
実施要領等の配付期間	2026年（令和8年）3月3日（火）から 同月17日（火）まで
参加申込に係る質問書受付期間	2026年（令和8年）3月3日（火）から 同月9日（月）午後5時まで
質問書に対する回答期限・回答方法	2026年（令和8年）3月10日（火） 市ホームページに掲載します。
参加申込書の受付期間	2026年（令和8年）3月3日（火）から 同月17日（火）午後5時まで
企画提案書の提出者の選定通知	2026年（令和8年）3月18日（水）
企画提案書の受付期間	2026年（令和8年）3月18日（水）から 同月27日（金）午後5時まで
企画提案に係る質問書受付期間	2026年（令和8年）3月18日（水）から 同月23日（月）午後5時まで
質問書に対する回答期限・回答方法	2026年（令和8年）3月24日（火） 市ホームページに掲載します。
プレゼンテーションの実施	2026年（令和8年）3月30日（月）
企画提案書の選定通知	2026年（令和8年）4月3日（金）

(3) 実施要領（募集要項）等の配付期間及び配付場所

ア 配付期間

2026年（令和8年）3月3日（火）から同月17日（火）まで

イ 配付場所

(1)に同じ。

※ 福山市ホームページからもダウンロードできます。

(URL:<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/shiminbyoin/>)

(4) 参加申込書又は企画提案書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

参加申込書又は企画提案書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、参加資格を確認し、参加資格を有する場合は、評価委員会において受託候補者としての適否を審査します。

(5) 評価点が同点になった場合の取扱い

評価委員会による評価の結果、同点になった場合は

評価委員会において「同点の場合の決定方法」にしたがい、受託候補者を決定します

7 契約の締結

- (1) 本業務の契約は、評価委員会を経て福山市病院事業管理者が特定した受託候補者と業務内容について協議等を行って仕様書の内容を確定した後に、見積合せの上、契約を締結するものとします。
- (2) 仕様書の確定に際しては、提案された内容が基本となりますが、受託候補者と福山市民病院との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、契約額が提出した見積書の額と同額になるとは限りません。
- (3) 福山市病院事業管理者が特定した受託候補者と契約が締結できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次点の提案者と契約交渉を行うものとします。

8 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 2の予算額を超えた見積額を提出した場合
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと福山市病院事業管理者が認めた場合
- (5) 実施要領（募集要項）の内容に違反すると福山市病院事業管理者が認めた場合
- (6) その他福山市民病院の指示に違反する場合 等

9 その他

詳細は、福山市民病院事業継続計画（BCP）改定支援業務に関するプロポーザル実施要領に定めるところによる。